日本一統志

百十九之二十

五十八

862
160

類
號
冊
78

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

日本一統志巻第百十九

目録

鴻津家琉球陳ニ付。但吉津立願之事

内府公ノ三字可入本ノ二

附琉球回日本風強穿挽敷ル事

并琉球回土那覇津ヨリ退ク事

伊集院那覇津合戦回王之童男悉ク討死回王尚峯

為生捕ト事

附琉球悉ク血判ヲ以降ニ来之事

并大御所様御感琉球一家鴻津家ヨリ許ト事

秀忠公御初女大姫御入輿家光公御誕生之事

福原達夫氏寄贈本

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

附秀康公請逝去往古内府公ト請贊成仕事
并豫河津城焼亡天海僧正請諫之事

特3－1

日本一統志巻第百十九

鴻津琉球陣ニ付内府公仕吉請立願之事
附琉球陣日本風強ク穿ミ謀敗ル事
并琉球回王那覇津ヨ追ク事

我々琉球回へ御入ゆる日本勢他川の変る事をなく只
鴻津一国の譜代相傳の薩摩勢ともなれハ何事も大物
の下知をもつて生死の所一同に心掛を追動静無雲固
成事諸回の軍勢と違し軍立有石和案内の呉回へ来
やおしも石迷豎様十方字に切て出り琉球の漆より
物をさしや切て進む然りといへども道々遮り止る

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

吳國勢迚を石見へ中々心靜に迫付ルり六十里八
月に百町一宮の茶屋に等しき鴻巻薪等を入立
十間四方斗の辻堂有しか其大将義弘望く不知しを
其陣を張事旗本を真中にしや前後左右弓鉄
炮長柄を入組く一夜の所なれ其巌密に傳や旅
陣せしは軍法に違せし義弘なりけれ去六十里の原を
雑書や都迫くへ至ると居たる軍偏忠か才一の計
に可踏入所を六十里原の止りに止宿する事三夜二
日琉球入の評定延引せしけれ者如れ
此度琉球国征伐の役に付大御所様御心を以て労事

大形なりさるは吉年井伊三河大浦忠政相果られしを
三年は病家と称せへしと密に所伝付惣領の右近大夫
忠経を病中従四位侍従所伝付名代として出仕の首
は三河大浦忠政と名案はへと諸内忘れる事大御所
御深志なれなり徳川諸譜代の歴々多しといへとも
万事代已来忠政の忠実所双の臣は姉原本多の人々を
もしめ少しを所持日本国中人存知之徳川の赤鬼
とや當家を他家も押並恐入し忠政の猛勇一乃人
しるあいまた天下の諸心掛ちゝ世の中に忠政に果
しと有りやは御辞先の弱々と此義御難役に思召

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

八度の神詫同し事之
夷域より日本を侵る事ハ度日本又呉国を討事人五神
武の始之十世を過人皇十四代之和漢の戦仲哀天皇
御宇十四代より去ル方源の始鮮陸之十七度に及と
いへとも毎度宗廟の御神助算へかくし其度々此伝吉
を以呉国征伐の軍監より依て眼に遮ふ事といへとも
日本勝利の軍配を振る事ハ四度なり併此度琉球
国の逆乱に合く和国斗の弓矢にあらず呉国乃動乱
振る心中の虫の如し此度和国の大変に及の不末社の
神を起し奇瑞海上に於ける日本大利の合戦是則

第京国の吉例しかれは此度は氣を以事なかを各草原
の青海原を国の境とし天津日経の皇を末代に於ける
輝くしめよ然る時は呉国は退己か国を有とせん日本を
又て然は太平の音は青海波に同しく箸き長へなるへし
と神は与へ給ふ事毎度なりしか今年八月八日の神
楽湯花の神詫に日本諸国の武士四万餘人明日失はん
と欲す今日磯良を龍宮へ走らせしより一大事の凶変之
守へし信ずへきとの詫の後巫女初のぬくなりしかは希
代の詫と書留し幾度へ下しけるの如何は日本神国乃
奇瑞有りけりと伝吉へ本幣使を許立奉納神馬黄金

影響事なり実を神勅感應有しかと計知れ慶長
十五年八月八日みは琉球の都へ攻入へしと鴻津勢四
万餘人生捕を先み立て既み兵馬を乗し不小風日
本の方より吹来る事冷しき暴風琉球国みれは陰
国みて小風を不知怪変小風鴻山を越吹落す時は
是を日本風と思ると云傳し今日の小風猶を吹上ケ
闇ミを入て琉球国中明家と成る数万軒の民屋を
片端より吹倒百姓四方の家々一軒みれを吹倒さく
るはなし此節陣以童が作りたる木偶人相当の雷木を
動しけれは兵馬を驚きたといへとも神風みて動しけると

見へしかは鴻津勢四万餘人の兵器を人を穿の作りたを
石通内み雷木を響傳へしかは弓鉄炮の飛物何の事も
なき内み飛出て兵火矢焔硝の数百丁四方へ散しかは
一時の内み数万軒の家々灰燼と成て黄天地み飜て此
光鳴音三十里の遠きみ感しけるとなり扨て鴻津
勢出先み至し半穿の入口を五里近くを近寄し
み其暑き事極暑の至し大汗を流し四万餘人の顔
及黄の物て黄土の如く此然として兵馬を事なくた
馬は四蹄を屈て不起上陣中所云の神なりしかは天地
の大変日本みねねて如此の事所りしかは此然しをたと

勢押の倫を行ひ才子丸与三右衛門大音上ヶ先年天正十五
年右閣筑紫陣の節に前年九州の大小名を當家
へ降ゑさせ其勢既に八万余人秋月三郎先陣として
右宰府へおし入しに宰府安樂寺の聖廟へ火を掛
しる節天満天神を念ゝせ給しにや三里四方闇と
成秋月三郎相乱せしを其に能覺居るかゆゑの神風
なり是に万一琉球図の宗廟の神祇有て此図の滅亡を
哭しに其奇煙の神火震動の瑞を示さるゝかゆゑを
起る静々と三合津小琉球の方へ旗を出せと云處へ
震動影を小方より虹の如く光物に長サ本をふ知先も

無限綿々しる火の橋とも云へし此煙を見流石極勇
の鴻津勢迷しくと罷れ石思石知二里近くも退しとこ
此日神風の琉球を吹来て大変の此を示し給ふといへ云
れ夫なれば蒼々不知して後々此奇瑞同時の一同符節
を合せるかゆゑ石思議之し事云なり
数万軒の餘煙琉球の都へ吹付焼続く事一夜二日の
月石消是に仍て琉球図王中山王尚宰是非に不及
都を落て四千餘人の童児童女を引具し那覇の津
に退き呂スン図に行んと欲せ此節の焼亡頻に城内
可防様なく財宝跡黙悉く焼失泣く落行事目を

石所當有さ為之
然は薩摩勢三合津をも石引れ本琉球の都を伺居を
隊伍ありしを礼書あり如き是を燈去を火災の強次第け
は未入一事を評定せし所三合津へ歩上りる伊集院と種
ケ為彈正為物相談をは此邑の海岸に有し琉球図の
船共を三百餘艘を官船商船の嫌なく奪れを三千餘人
の中に負しる兵共四百人に及各薄手はおく深手之し
右生死の敵兵を相派船の中へ移し相殘を働く兵共
六百餘人なりしかは正兵の合戰仏元なく思を者を奇兵
をは琉球の都へ統道を種を責入へしと僉議せし所生

捕福州の唐人の中に八人琉球図を追放され昭を案
ゆりしかは此その共伊集院に告しは昭今毎日琉球の市
中焼亡の災有しと此く大道よりとては数万人までも
通りかくし家に那覇津と云るは琉球の都より呂采國
の海上への往来する所路にして波尋常なるとといへ共
盲船をは案はへは波凌易し是より法登は乃真出に都
城へ近く大王を責るに大利有へしと委く告し右扨は
石宗を本の間道へとを奪れしる中に盲船十一艘有
りるを撰出し六百人乱案八人の福州唐人を無祠案内
としを押出し波荒き岸を思りを那覇津さして出船

もし如此如引船に何らされば浪に出ると
唐盲船は帆を掛別後右斗方なく漂んと云しかは生
捕唐人云福州の十人餘を引船せよと云しかは一艘乃
船に十人ゆくも行はいてはいし引船しと云ふ又一日一夜
食事をせさる事有力なしとて哭しゝゐるを見て此伊
集伊か勢の中に大鳴十内佐賀沖ゝ助と云へる勇士あ
人は慶長五年関ヶ原を信し却接ヶ八千人国を出し内に
大鳴兵庫頭義弘信にて帰国もし又猶人の勇士の中
なりしか道々手馬を喰て其舌の飢を休めし事を知て
出し十人斗の福州唐人云をハタト眠汝は飢くは究竟

の食事を何れとて多くの対死しゝる唐人云の手足
を却て是を喰へと見出しけれは十人餘の唐人顔を出
其のまゝ肝を洗し涙は激のまゝし大鳴歌笑て喰ふ事
を嫌ひて己ホ飢しるは俗之如京は縄を石見して却立て
船を引せよと各小手を結綱を肩へ引掛く船を不
引はサア喰へと責し程に一日一夜飲食せさりし福
州唐人引なから泣々報ては渡又は立上りて見る目を
表之し事云なり其中に壹人の老唐人幽なる聲して
うたふ事蚯蚓の如し十内何事を泣出ス日和にて聲
つきは日本にて蚯蚓泣ケは天家聲るとなりしるを八

人の通詞の中より十内が前へ畏まり申しけるは何れは日本和奇みて常に

天の原ふりさけ見れば春日なる

三笠の山に出し月かもを

と昔安詞仲丸拾唐使に来りける時福州の沖にて讀しけるを唐にては今にやさし紀仲丸之とも申出しは其後日本人渡て無息なる事仕合へは此奇を讀申せしは日本人を古来仲丸なといふ此艶しかりしかし哀を知り給へと宥るんにて此症はと委しく語るを此を十内歎笑を公家の我々なるは其仲丸が奇にて哀を志るへし武士は元来哀を不知如猪物なりとも猪武者と云なりイテ武士の哀我に知説播を見出へしとも奇を讀し唐人を走掛て蹴倒殺へしけるを五を海へ投込殘る唐人云を相立し程に鬼十内しと大に怨れ其道を望斗は十人手の飢疲しける唐人縄に及ばなから肩に縄を引掛伊集院が案にる船を引しに石便なれ此後十内をは帰国の後鬼十内と云しとかや尤那る引唐人云の眼前にて死人の手をそきり喰付しかは鬼十内しといはれしを石増日本人の素生荒家のかたをれ事夷城の国には天性荒涼の極勇と思るべし小国なから

を大國の人を恐れさせやはさ一之と云々

伊集院那覇津合戰國王の童男悉く討死國王尚
寧虜ト成事

附琉球國悉く血判ニ入隆家之事

并大事所法感不斜琉球國為津家ニ一番所下之
事

那や盲船十一艘海岸を傳なから漸として琉球那覇の
津に繋迎ひるに國王尚寧都を発すや此津へ迯來り
給ふと一同なりしかは盲船の中より鉄炮を打掛く琉
球國王を打れんとせし如國王の方にて近侍の童男

女斗とは見へしか四千餘人此如まで命を回忠に報せよ
と切拂くを提や思ひ切や戰し有様歴々の勇士にハ
倍しくる働なり扨て四千餘人三日の間防き戰ふ事命を
石塔死力を振ひ三日三來迄を遁るなく防戰しか琉球
の方配道具を都にや焼失ひ此津へ落來國王をもとめ
訝戰斗半弓拵携しる所有日本方伊集院六百人の
兵戰死する斗にや三日の間四百三十人討死せしかも
國王の倍せし近ニ侍御の業を人も強くも四千十八人討
死し早王尚寧只を人に成や童官女十人斗を連や
海端を落行事何國苦不知歩行もしての体殘るしき

云語道所之伊集院右志夫盲船の中より上へ落延
しる琉球王を追掛る事小事にいましめ生捕殘り女
六人斗を悉く王子の御跡に御を引行早
此節琉球王尚寧既に自滅を欲せんとするを見る伊
集院中は國王必廉忽に死を急ぐ事なのれたやく鴻
津へ陣を張し始て此國を失ふ之の事は有へからにと矣
見しるに死を止りしるとなり侯口の内より舌を延々
せしかは此意の餘り舌を喰切やせんかと伊集院大覺
をれ馬に倉ある枝を琉球王の口へ割込しるとこ
此節薩摩人國王の舌を引出し見しるに舌の長き事

口外へ出し事如すに及奇代の國王なり是よりしを顔
の長き事を見付曲尺をれすをれしか壹尺六寸有しる
とこ柔和なる事日本女のごとし云語鮮にしを威義
然を石乱伊集院は通祠案内者を以鴻津本陣を此
届しる所琉球の都より三里去を焼跡の入口へ弟先手
をもめ陣れしり百丁四方の民屋焼亡の跡にを石藥
有を時々火石を飛しを称しりしを又日の有物へ入事
叶さる所へ伊集院早歩海岸を出りを國王を那覇津
にを生れしるよしや来しかは鴻津家の業同音に右
平を唱へを是より凱歌を揚鴻々の鴻津勢を手弐手

宛分きし琉球付の小嶋々を要ケしみ五里十里にて
の離嶋云十日斗の内み十六嶋悉く降参し唐物乃
防禦を持珠玉の敷を持参し砂の中へ頭を入鳴津
義弘へ目見へし和を乞降参の唐人三万弐千人琉球乃
民云十一ヶ嶋の嶋回々へ逆敬ひるを呼返し回を賑
かさんとせしか云承引せず是み依て嶋津家老云經
談し回王より云辰ヶ所仕きと有しかハ正牒をきし回
王の下をん海等悔回せハ我命をれんとする立悔る
へしと有しかハ大回の風俗ハ回恩を知りふ事我以み
恐ると見へしハ云日より近回の嶋々へ立退しる琉球

人内蒙々より立悔る事 廿日斗の内弐百万人壹人まで
を逆失せ我々を殺害し回王御命を助給ふるへしと
殺しかハ嶋津家の感心少からに回王を警戒し回民
の誓詞を取望しみ宛而鳴津義弘へと数百枚の證
文并叛逆を不可記ス回ゆゑん限り日本猛威の武臣嶋
津入道義弘の回民しるへしと八百八嶋人の血判乃
奥み琉球回官人の下并血判の連署し云裏書にハ
琉球回大小十七嶋の已中山王尚寧日本回薩州刺
史源義弘之為臣事明白之と記し元早
右の次第八月八日大利運の日日本へ早船を走て嶋津

より泥を去より毎日の泥を叮嚀みて隆状盟約の写
駿河へ来て入御覧しかは大御所御感有て鴻津家を
御賞美石斜再三の御書来て其意の仮陣分委細
僉議せしめ給ふを仕立御覧み入へし万事厳密み
中付よと厳命有しかは翌年之三万の勢を強し叔父
鴻津右馬頭を軍艦とし伊集院を琉球回の守護
代に究め静謐せしかは翌年七月七日鴻津父子出仕
の御又三郎忠恒所を御諱の上の一字を許し家久と
改め官掌相に新任三位み昇をし琉球回給ふの分
みてハ小鴻の回と思百ハ一ツ鴻津へ計ゆえ琉球人来

謁琉球回主の家督の無度怠つかたとの仕付みて
日本無双の大功此度鴻津の名誉前代未聞と申へ
ルなり

委忠公御幼女大坂御入輿家光公御誕生之事
附委康公御逝去往吉内府公ト御讃嘆社仕事
并駿河御城焼亡天海僧正御諫之事

干爰淀殿御発明を仏て将軍と委頼公御縁組の仮
を御催促ゆれハ右閤御在世の迄云とし家康の息女
の中み石可ちこれ有委忠息女成長みねねて無ゆ
委頼方へ婚禮有へし然る時ハ家康みハ委吉ヵ妹聟

於り秀忠又秀頼を聟とせハ代々縁石殺天下長久
の吉事なりと御遺誡ありし所秀忠公ハ嫡女ハ慶長八年
ハ八歳ゆゑなりとせ給ふ秀頼洲十二歳なりといへ云歳年二
月十二日家康公將軍宣下の後かゝる目出度折ふし婚礼
の御祝も日限を究めらるへしと諸侯をしかハ家康公御遊
事ゆへ尤豊国の神昊侍かたく遺誡石遠事なれハ
不可黙止志かれ其孫姫未八歳餘り幼少ゆゑ追々日
限等の儀御定ありつきとの事之淀殿より押返し御使を
諸立ハ先年家康公七歳目姫君を小條氏迄へ御縁組
有々輿入の歳八月九日の御かと及兼ハ後河より関を

越々相列小田原へ敵々しかりし小條家へさへ諸をはハ如何
只今秀頼ハ敵ゆゑ御ゆゑ太閤已来平の縁重る御中
なれハ一入御急有つきの所御延引の御下心を親斗を
存ハ御別心なきゆゑ御姫君の入輿日限つ諸侯
代の与ハ理を始ゆゑ中来ハ流石の家康公も御倒
惑有々當年四月廿八日秀忠公の御嫡女秀頼公の御簒
中ゆゑ諸為入將軍家より御輿派ゆへ大久保相模守
忠隣従ふ御輿大坂ゆゑ諸ハ人淺地左京大夫幸長
御迎ゆ出々諸ハ京大坂ハ中ゆゑ及ハ日本国中大小名
末々ゆゑまゝ天下太平を唱へ末代ゆゑ取り御静謐とも

中合り

淺井家小の政所とは彈正少弼長政兄弟之此縁に
仍て天正十三年秀吉より津姉遠州濱松へ以下記
成家康公御簾中と定の御案輿及添は淺井
彈正少弼長政なり徳川家より津迎として出し
家は大久保七郎右衛門忠世なりしかは此度先達の
吉例を以て異本よりの津輿添大久保忠緯な
書は大坂よりて淺井幸長を敕思召の如淺井
家満公の事有ことといへ其照前の縁族世の知る
如なれは辞退如何と尤請内意將軍家へ事伺

の如淀宗に淺井家他門に御ゆるせ尤の節目なれは
これ持の旨之依て幸長大坂に入出合及此式乎
但此度日本大小名より津祝儀獻上の儀神の所数
ケ所にて難儀せしとや

大御所様　將軍秀忠様
御簾中様　秀敕卿
御簾中様　淀殿
結城宰相道　松平薩摩守道
民田万千代道　上野介道　忠輝
左之清督道　常陸之介道

左志稽遺

宮十三ヶ所へ式正の御祝儀町幅なり六十餘列の儀を献
上物遠回へ至ては八月上旬之に相濟早 七月御祝儀之献上之御祝
同九月十日民田万石代遺遺去十一歳御繼る所之常陸十
万石上ル之十一月七日み水戸十五万石の御高常陸介
頼宣朝臣へ就任は御名付なり慶長九年甲辰七月十七日
民城西丸に於て家光公御誕生御母淺井備前守長政
の息女淀殿の御妹之則秀忠公御簾中なり若君様
御名の儀駿河様へ御伺の所み所子代と可号との依
御意所子代様と年号是三代將軍大猷院殿之

其年未御本丸出来せず只今の西の丸御住居
なれは此後御代々の若君様御吉例み仍て西の
丸へ就為入之の乎
御當家万事の定め三代目の家光公御治世寛
永年中より始仍る將軍家の御格式家光公を
為龜鑑之の事
秀忠公の御子一より四之女又長君まは御早世六
家光公七忠長公八東福川院
慶長十二年結城寧相秀康公去慶長八年禁裏御修
造の司として叡感の餘り中納言み就任の所去年中

より石栗は仍て當四月八日越前福井城において遊
去三十四歳去屋左馬介長見右志を始殉死の業多し
法嫡男少將忠直朝臣法家繼しり于時八歳
次男　伊豫守忠昌　越前宰相
三女　毛利少將秀就内室
四男　直政　出羽守
五男　童形　吉松丸早世
六男　直基　大和守
秀康公結城の家を法嫡所成て兎角御心中に御當
家の惣領只今にて我なりと法嫡を法會りる故業ケ

原御繪利の後にハ松平を法名紫葵の御紋を法付所成
は右大御所様より越前法國盈の以後法不審を所立
其方依一度右閣法書子と成は上ハ結城と不名紫と
いへとも羽柴と可号事之紋の依右閣の法紋とする桐を
可付の如我信なる以依て早竟一分の天命如何と御
呉見加られしハ秀康公ハ法蔵憤の上直々御對面
の上所信ハ御宗の臣を法所理に口座ハ右閣へ書る契
約に若秀吉の家繼を石讓ハ降返し徳川の家繼とる
へしとの御約束ハ石川伯耆守井伊兵部少輔證人にて
座ハ然事右閣家督を讓ハ方便を以て結城の家

以後此所ハ其方にて先名跡として譲之関東七ヶ国
を下し置く御意の處達て徳川へ残し候と申上は秘
に頭ハ家康公御若輩に候得は見すて太閤御意
に背き候ハ我等も却而世間におゐては是非なく結城
の名跡を継候事を遠慮いたし太閤の恩を不可
違是実父家康方へ至孝忠心なしたる太閤への孝礼之
と御所は猶不及是非御意関ケ原合戦の節に京
猪を不可押ハ御先手仕武勇の御見秀忠と某
兄弟の武勇天下分目の此度の合戦に勝而猪考可
掛清目と申上候ては此時に榊原式部本多中書井伊

兵部三人を證人と致成秀忠よりは其方武勇勝したる故
入札させしに結城秀康会津表を押にて跡の家康
して殺万の御勢上方へ御使いて往と申したるとて其處
の御紹末にて天下分目の御合戦に諸勝にて関東
七ヶ国清領の分譲て致成と御意候て御意致成は
此七ヶ国の代に越前一国諸領と有ハ六ヶ国不足なから
不及是非受越は然れ太閤の氏と奴は虫候は有相止
中にて芸多く宝中に来て其結城の名跡とて佐
殺をいせを為付て中は尤二男より来れ太閤清殺の桐
を付させて中は移ハ不及中拙領の忠也三河もまへ松平

を名家とせ葵を為付て中は徳川なり其相平成りとも
私名家中に雖ら構て中に家康公次男とは天下の人
存知の前まで御勝敬御存生にはなく私頭を弦押へ
て就成はか三郎迄御果就成は後は此秀康を目下有
見んは如上の如に御ことは後を流し御贅嬢一盃就
云敬しか悉く御道理にて流石大御所御赤面の体
にて志りし所弦挨拶良有て度々の證文（人のなすこと）を相果ル
上は親子喧嘩するより如はなし是非皇はなく家康と
其方一戦をつきかと急度就仰は有父と云所天命室
を御覚悟はか秀康公頭を御下就成御平伏有て御座

姿を就為立しか御次に如何を策はへ天下に秀康
か恐るくは只是人の如上斗なり大坂の秀頼を貴父
方に取て才なり江戸の秀忠実父方の才なれは秀康
は左右の上に東西を握りしる物を何方よりも若年
より道に背し一云は石中人よりは所理を就云て是非
なく堪忍する斗なりと御口説なからも退出就成しは
恐しき御心入なりと中合へり
其後を秀康公御退出の後まで家康公就仰は我天
下万民の戦回孔世に苦む事年久し是を救天下一統
の治世を永ふ心有成程所理なれ其才を上へ見を

下へ立る事は天の照覧家康慮直に御ゝ志れ云
古より兼嫡の節目を捨て世を礼し其家を亡す事
何りアノ秀康の武勇尖なるか遠慮所有柔和なる事
しる秀忠を上へは立しる物なり完早其平静謐の
二の内本産の静謐は生ミ出しくり此上は後産乃其
平一種なり我子に向て之謀斗の底を新探て其愁
成より汗を流す事は異本七ヶ国を新しくらは六十
餘州は七ヶ国の元手を以忽れ出す如之親を思し子も
思しと御笑新成しと称り
然者慶長十二年丁未閏四月八日越前に於ける秀康

仕御遊去まり三十四なれは御壮年の御不幸を悲傷て
其ゝ所に大御所に御所新成首の御様子完示と笑はせ
給ひて天下万民の安堵常に安全物を石便の事之
と新仕しは各悟しかりける御雑詞ゝと事なしか其後
能く考合て御代万葉の後を秀康仕御在世に於ては
変しや六ヶ敷かるへき物をと此所を思ひての事なりと
事感合はるとゝ同年十月四日秀忠公八歳目の姫君
和子御誕生是東福門院
此日東武御城の上に紫氣立事御出生の前後一時斗
士民参を掃て物を目出度御果報なれと江戸中中

けへり
紫宸の立事下家考に示此乱王侯の位なと申けると
かや

人王百九代後水尾院后に立此清勝の皇女百十
代女帝にて皇に立り
是に仍て家康公駿府におゐて従宗将軍家の吉事
定害せりんとなし此上何成云後出来ねハ続イカ災
に依て天道を補しれハ家運に祟る事なかれしを若
にハ不可思と清宗有て云ふと此段被仰出し如同年
十二月廿二日駿府清城下出火折ふし風烈吹て大火

と成名是を屏を掛て消さんとせしを大河被成踏定
し煙我乾へ取え記録書を出し武器の宝蔵を
携へよと清下知をて宮ケ崎へ立退被成は眉ま搦て
宗清宝蔵云ふし御眉ひ成れハ持て清依せしか炎
しきて本丸殘勝不損清宗に能ひし是ま尽満るを失
しうり御ましく為て苦労しらう難起しと被仰けると
那り
是に依て駿府中清家人云為に何を為起し
と云へハ焼てきかと云しハ清宗を恐へやと申合
世問りとかけ里

廿四日より新住出て近回の大小名来謁見者に及ぶ
来三月迄に城普請の役助成教入との御意を兼り
仲木小屋附入高匠諸職人極月末より毎日〳〵集せ
正月元三五ヶの御祝儀お濃と松の内より普請始る
首松傍十五日迄なりしとこと
後府城焼ぬ其御石中かを御親儀と不新思召に付
町〻在〻まで上を憚に不及松傍賑に仕ゟへと新住出
ゆるとなり
慶長十三年戊申三月十一日御徒移の御祝儀御城内悉く
出来諸人耳目を驚き所事祝り

慶長十四年癸酉五月十一日伯州回国死去たれ私の体
新経目所殺し早
中村一学と云し右閤御代三中老の壱人なり
同年十二月常陸介教宣五拾万石を新宮を二ヶ回との新
住出なりこの外御先子に仍て御発明慈ていた秀忠御
女子斗四人御出生新成　一秀教御簾中
二小松中納言利光御簾中　三越前宰相忠直御簾中
一伯と号三位中将越後当光長仕母
四京極宰相高次室　五童形長君と申ゆるか襁褓
の中にて御早世有常陸介殿を秀忠公御貴子と新

思召し知慶長九年六月同竹千代様家光公御誕生
當年迄御覧合さるの所御盛長に付常陸の教宣
仁御隠居諭をと新思召付ぬ此迄年御隠居以後の
御蓄所入諸遠二ヶ四元々ゟ十万石の御隠居料次に
十ヶ万石水戸城へ御付新成教房教長へ新進
慶長十ヶ年庚戌十月九日諸府御城火災此節の事
管遠可笑かりしハ焼失苦しかるとの思召を存ね
也ゟ火消の後始忌せ御道具を仕舞しかるの所
御悶新成々消さぬかくとの御忘を消さぬくと此
遠根根思りしかハ存の所大火と成々焼所各立掛り

新成々者さぬくと御設忘を兼ハ前々火事の節も
左様に少ひ以れハ御挨拶と存消し石中にとゆ上しる
三河御譜代の御家者共四十人餘閉門新仮付何とやらん
知行ハ新石放かの御法ハ而へ南光坊御下向此よし
御訴詔ハ甚ゟ御憤怒の体成し天海僧正御笑
新成々殿を假名をの御替古なきなる者せくと只
二字ゟ下知新成ハ一ハ早速此度ハをけさぬかくと
ハ假名四ヶまくとし然も見つか四ヶの中にふ
のぬと云うるのぬか交換をく殿様を公家様ゟ
ゟると将の明くなれゟハなし想して中々へ様云付

るみ急なる時物云付るみい祠を祐て此へ安いふ
そのまゝに殿のかなきひ悪しきなく士民の科かしを
なしと御接待ありしを此御笑所成民日不強御免
ありしに寔に智識の一云て感し
同月十八日御當家三傑の老人本多中務大輔忠勝卒
去六拾三歳
近年井伊榊原の老人相果てのかに御愁傷を所侵上
今又中書卒去の後別しき御悼思百俵嫡男兼徳
与忠政若年より所類の出来その両御所様御秘蔵
みて家督所相違次男内記忠勝嫡の勇士御寿命

所双の猛勇と此へしり當年十月九日後府焼毛の後
家康公江府へ御下所成御當御中御在江戸大概出
来のよしや上にみ付十二月十日後府へ御還入
大坂秀頼の方へ御進め所成大佛殿造立を至中より
所相始事をのが感し思百のよし御褒祠不浅有閣御
意御満足しるへしとの御事を大坂みやいかしを此
後案る事なくしや御深秘の謀に陥り給ふ事ふ段
是非云々
慶長十六年辛亥三月六日大御所後府御発足同十七日
入洛所拝

同廿日右之情督彰房勅旨但宮近請求為
此旨山川南光坊天海僧正法下山ゟ御對談の處
御子孫之御官位思召の通御本望有るべしと公法
諸社成は愛天海社位上は殿陸分の御筆運は場所
上先祖の御事を御忘却有事法笑止天下一人乃
御心持御跡は万人の手本には場は日本國中不孝に
走り先祖を廉略て仕事眼前に出と社位られも
公は御尋嶮の氣を志り御接拶なく御前の様子苦
ゝ愛良有ゝ公法尋ね某事家名を日本に輝は事
一分の名誉ね何ゝに徳川の先祖新田の祖是何れ

見給ひ僧正の万箇不得其意との御云下は天海社
位は有ゝ御万箇不足を御父廣忠は官位何程
ゆゑ法果は此品公の法官位よりは御家来のもし
征夷將軍左右從一位の御父廣忠以へ法手向を御
慇懃を滿心ゟへし品今存命ゆゑは捨亟なし亡
命なれは迚忘却有ゝは聖賢の教ゆゑ如何ゝ其母如存
と有事は定ゝ御讀社成つゝん勅勅位は右大將但職
の首一分の本意とりといへとも父た馬頭不叙三位亡
父官位を不知しては頼勅生涯兵法佐を以他官に
將但不可仕との後ゆ付叡感甚愛た馬頭義勅へ三位

大納言の贈官餘時の勅下しハ孝行の一徳達天聴ニ
日本国中是より親へ孝行の後死生ニ不限事頼
朝ハ賢良の操ニ而と所存ひと所仰候ニ家康公御
尤ニ所思召様ニ御僉議有ニ新田の家を記しこれ事
を天下ニ告るよハ新田の祖大炊介義重を先ニ贈
官ゆるへきとて源家將軍職ニ爲家譜の御親様と
有ニ征夷將軍の贈官法類有し而直議判ニ而將軍
ハ職ニ而非官吉来より贈官位の古例有しといへ云
贈職の例未ニ候家康前代未ニ の勲功民家の抹梁
としニ而里の後なれハ格別の後を仏陸守府將軍ニ

贈号ニ而し義重系図ハ兼陸奥守正四位上源義家
朝臣三男式部大浦義国ハ新田足利の祖ニして関東へ
下り新田大炊介義重ハ大光院上西居士ハ八幡太郎
義家の的孫しれハ鎮守府將軍の樞機有りと宣下
ニ而如件候ニ當家御系図新田しこれ事ハ大炊介
義重の四男徳川四郎義季新田領の内徳川の一郷を
所配分徳川を苗字とし十六代の孫贈大納言源廣忠
公是則家康公御父上それより后ニ世の知る事の如
し

日本一統志巻第百十九終

日本一統志巻第百二十

目録

一 新田治部少輔我意之事
附大御所秀頼公御對面御内意之事
并秀頼公御上洛大御所御對面之事
一 後水尾院御召位之事
附加賀清正卒去所之助家督之御付事
并土井家中緒之事

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

日本一統志巻第百二十

新田治部少輔我意之事

附大御所秀頼公御内意之事

并秀頼公御上洛大御所御対面之事

然ハ大御所東武御下向之後本多体渡守正信
以之御談新田之系号元実議いまし之様と云
御吏ニ自正信少紀し免処武州中良新六委細
ニ申少お和きハ系号元ハ上州新田岩松乃治
部少輔以之申も新田在名望ニ也将万治節と申し
父治部義光人ニ於て其生新田系号所持仕り

まくり一族共迄不知事を八兼りゝ聖ゝゝ中安有
右ゝ合中上ゝ様ハ大御所御内悦ゝゝ何ゝ乃家ゝ
も京畠を元失ゝ不正ゝ抑敵処能も正統乃京
畠を御来をしよれ然ハ新田乃京畠を御渡し
ゝ様慶嬌乃様ハ豊襄乃時宜次第恵領方ゝて
も麁子方ゝゝも急角家を與しゝ出来ひ
れき治部を八當家乃面眉生き八一國乃主聖
可仕立や聖ゝ御お読お涙新田名字乃國れき八
上御を可宛切聖ゝ既ゝ御同録國知知切高を
託し分御黒印を与お徳京畠持来いてし御し

上ゝいく可ゝ中聖乃御事ゝゝ孫史諸國主乃上
座右ゝ一聖ゝ仙台ゝゝ本多伝家ゝ正伝御使ゝ
発載早ゝ御吉事ゝゝ御出府可ゝ聖ゝ中入ゝ家
治部ゝ浦對面ゝゝ来ゝ様何方ゝも出仕ゝ何
事乃用事ゝゝゝゝ家庭ゝ八ゝ候様実七列
入部の宿も礼ゝ不出来れり聖ゝゝ中故正伝知止ゝ
様んし右ゝ訳を中新田乃京畠御不持ゝ様よし
早ゝ可ゝ上ゝ御一門中ゝ天下乃大權當握ゝ様
武様乃位ゝ御登りゝ事御ゝ義千万ゝゝ御
同様可中ゝ中ハ治部ゝ浦歌聖ゝ近代の天

中乃主城ゟ云是り生る所ハ吉も兼若挽乃流
何係ゟ息乃世々文家庫ゟ云在能く近年
安しか大将乃別き徳川乃末と安三河國ハ新田
乃子孫ハ老人もれし実ハ徳川乃子孫ハ先年
徳川係ゟ名在自ら菜蔬賣ゟ時家坊主
ゟしか是めゟ才兄者ハ三河乃松平ち節左馬
か柳書出来し孫ハ聟ハ充てるよし其徳川係
子孫ゟ安へ生り二ツ家庫ゟ何事ハ新田乃
系品下渡ゟ馬廉ちハ云ハ其事ハ其方ハ
家庫ゟ家来ゟ家来ハ其ハ某ハ拵ゟ所へ出ハ

出る者ハ何らハ大白乃新田乃庄屋ハ浅へ亭ゟハ
上海事ハ以ハ推第千万之ゟ云ハ如て所ハ何ゟ教
しハ子故作渡るも戯ヶ者ゟハ思ひしか何卒
新田乃系品在引出し度再三見見せしゟ治部
か浦台点ハ云しく家庫ゟ家来乃分ハ初在
返ハ免しハ以奴ハ其ハ堪忍ハ其ハ是も
来ハからも新田乃喚ミ乃移ゟ徳川乃家来ゟ
けしや云思へ云ハ拵もし江斗方悪云雑云不
及是能立帰て御所ハ出下隠ハもれし一々
中上ハ其ハ公辛々云御知ゟ城馬廉者ハ寝ゟ

此ノ時ハ〳〵家康ノ東昌ニ御夷ノ軍ニ失
ヲ申ハ全ク原田本ニ隠きもれし上列一國を
捨ん所ニ志ニ有ル治部ニ名ハ當家ヲ大ニ吉
逆心同名輝し〳〵上列を追拂ニ所ニ御ハ御内
ニ成ニ將ニ江戸ノ軍様安し日本家所ニ御きハ有欲
よりてハ御何持ニ也ニ近ニ持ニ境内を除地とし
可き悴万次第代より新田を名ニ遣ニ有ニ在名
宏松を名ニ遣ニ所ニ秀太公ヲ御了當ニよりて
住所を不失御代官御奉ニ熊藏方ニ境内を縄
打セし処田畑ヲ千載作リヲ如く二百五十石ヲ

しかハ其分斗ニ申ニ秀太公御代より高家ヲ
未座所ニ御出懇命ヲ地ニ安堵し早
時を不和不及是紀其首早速東昌を上ヶ
ニ上列一ヶ國を申國高四十六万八千石和
行せハ未世ニ立リし十二ヶ警衆生ニ遣
きもヲ乎
翌年ハ家長十六年ハ三月ニ大御所様御在京ニ有國
ヲ武士御同道を幸ニ上京ニ在ニ不和其頁別
しニ中國ヲ西國ヲ充ニ如し然中加賀肥後清正
瞳物全使せしめ今年春ニ東勤之淺御紀守

幸也も出京京大坂振ひ野まで他國にて入交り是
ゝ鷲花乃不言ゝ乃豊饒は時之
然ハ家康公御条もゝ為寺ニ処駿府御在住乃内
秀頼公御使斗ゝ進ゝて姫君実東ゟ御婚禮の後
一度も江御對面ゟ是能ゝ當年ハ御對面ゝ
是乃御内意ゝて大坂ゟ荒ゝ意儀乃家康
公御意ゟ御對面於御望ニハ大坂ゟ御越ゝ而
同是ハ如何ゝ築出来し種々雑説中絶しゝるハ
天乃告ゟ有りけ度加茂肥後守清正大御所様
御呉思ゝ中上達ゝて大坂ゟ為入秀頼公ゟ御對

面ゝ是し只今迄筋目を御紀ゝ城ゝ処は度乃
義在間乃評判不宜ハ未代迄乃御瑾ゝ雖然
中上大御所様ハ近年ゟ軍宣下ゝ又秀
太公ゟ御譲り二代ゟ軍乃御威光耀しゝハ殊乃
御弟を大切ゝ極ゝて大坂表乃義をハ御用心
頻りゝ是ハ中々御挨拶ニ及清正御遺言を窺
来日御所ゝ御ゝ諸ゝ処再席ゝ至ゝて大御所様清
正ゟ御ゝハ肥好き兼りゝ者ゟむかし今ハ今之
家康ハ征夷ゟ軍左府之老人ゟ有間迷誠秀
吉ゝ代々政是を下執りこゝ也からハ右間在世同来

出り秀頼何程も間乃家督にもせよ某ヶ孫
聟之江戸相軍ハ秀頼為に舅れり舅ハ親れり
何方ニ對しても秀頼ハ隨ひ内之仕し存念也
りなく思へ出きハ不及是非此方ヶ遠ニ事ハ毛頭
迄てと云へとも有乃方ヶ御遠ニ何らハ不及是非
なく當年ヶ難題乃來文敬ニ此ハ中在清正
奉承ニ各も間ハ元立ニ候ハ本分乃慧祿ハ大容
本分ハ家康公ヶ中請出きハ此度双方ニ信義在
立直し静謐乃出ニ後日用相紀命相きハ何き
成共ハ上ニ本果ニ然ともかしも強念れし然

見悟也しかハ清正ヶ中上ハ秀頼ハ御出京御相談の
処在某大坂ニ其下り慥に御供下中ニ然ハ法恵御對
面下ニてこゝ御若又思召もゝ御然同詰しに大御所
御知ニ候ハ清正乃急入らるもむれり係ち卒乃世
にて孫聟に遅度然存ニ斗何ニ乃存念下ニて
御秀頼旨上京ハ本望此事之然かしも法迷く
御言ニしかハ清正最ニ然ハ私大坂ニ直ニ下ニ其
執ニ此度御對面乃延引世間物語乃聞ニ其城
ニ本然ニ早ニ大坂ニ走下り秀頼ハ急御出
京下ニと見見ニ此処淀波在姫大坂元多ニ楓

氣を生し給ひける処に京都ゟ大御所御使来りて三
月廿七日完上吉日なれハ急き御登城有へしと御城
中乃様子甚密にして御遺志振り乃御使来り
夜ニ於て淀殿を始且元乃外何も是を聞ニ当日
廿日ハ忌日出立ハ申我星を墨て下し出立
大御所廿日を用ひ給ふ事雖然其意出ぬ女使を
以てよ窺ハるに乃処暦の中乃●ハ萬人下用さら
に度ふ之も天子寡用ある元来乃三寅用ふ乃日之
秀頼生まれて始を関家錯出まれハ其白織勿論
なり家康又永く単とて日本二人乃對席に

日を用ふ事何乃将士も可雖て此乃御事故其
意を以りも廿日天子乃御是ひ日出し請ふや合
へり
然ふ処如夜肥後守清正大坂城内に来て秀頼
御上洛之義を勧めけれとも淀殿と清正ハ清正も其
関御出立て御供なきハ出やて秀頼を下津暑
振なし廿度乃對面ハ吉迄乃表裏出ぬ思ひて之
七年秀頼十九歳なれハ太閤御逝去乃御遺有れ
ハ天下乃政を家康公か御返し可も宜
乃処引出り後て当年政をうけ秀頼方にも

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

返物ヶ組し四年目ニ而ヶ其後中入ニ頃ハ乱世乃世上
を家康ヶ武功ニ依て詔ヶ静謐ニ至ニ以ヘ其
中ニ明日乃乱逆難斗五年も七年もとくとも平打
続ニ在見合ニ乃事ハ少ニ成らしく返答ニ
しかハ実も少ニ思ふ内ニ相軍少ニ成勢ハ十分ニ
畜ヘ為もれく秀太ニ譲り江戸乃城を踏構し
諸大名ニ深役を掛天下乃主少ニ云ハぬ斗乃様子
日本乃大名ハ清正其方様を始メ秀頼を次ニし
大御所く少ニ家ニハ年寄生ニ家康公ハ達ハ
尤若紀秀太を也も相軍様く少ニ出仕を考ふ事

ハ慥ニ秀頼をハ太ニ紀物少ニしく詔りさかし乃
天下乃政乃徳川家ニもまく少ニ見し事ハ公間
悪顧乃諸大名能もく見物しく秀頼を捨し
事ハ寿思ハ合せ之様ハ度乃命合ハ秀頼ヶ身ニ
一大事少ニ思ヘハ先ヶ自ヶ万留ニハ江用少ニ出持思
ヘ少ニ後を流し遠かみを知しく憤りなふも実
所とこそ生ヘハ是
尊帯乃大名ハ及赤面退出下ニ処を日本一
乃武勇少ニ云し様有ニ清正幸く少ニ知らく
中ハ家ハ賢れり少ニしくとも深石ニ御如年生けふ

より於是ハ天下の利害得失によりて加へ不可止の事
あるへき事を始豊臣公乃御恩海山よりも大名厚く
受しかれとも於是ハ却而天下の事を固め御辞世乃後諸
差ハ只今と返如斯世上乃あるを後下城ハ於是ハ悪
出きりけれはねまて所乃仕換し抑慶長三年乃冬か
石田治部少輔三成を目當とし朝鮮在陣中奉行
共乃不依怙仕方を憤りて十六家乃大名公事を
紀し家康公に訴奉るを処裁許乃不及ふ依て其年
中か世乃大変を思ひ皆のかれし家康公ハ天眼通を
以辞ふ大於是皆福島加藤黒田早川四人乃同朋

受と乃諫言受と制改易ありて諸大名ニ勝を
叙し其臣乃事を章ふ國々上下ニ込十六家の共
を抗求ふ自ら御慈志ありて再乱ふ世上を是
ふ依てく不動天下早竟ん乃乱根受も思ひ自称し
石田ゝ五奉行乃権を退き佐和山に蟄居は世静謐
受ぬ於始りし八今家康公乃御仁恩仁ふしりて事
を不被若代乃天下太平受く旧本吉今乃初定後
思補佐乃操ふハ又數れ之名於周公旦乃德ふ當し
く大小名悉是叙し八是為く秀頼公乃御為れ
ら以や然るに処ち慶長五年石田三成ゝ好曲邪佞乃

技繁ゝく寄津征伐に下向しなに其語にて誰か
免しそゝ乃石田か出仕秀頼公乃命と称し軍衆催
促新恩加増乃御条目墨書目け清正も肥後國にて
拝見せしか正明乃御目形淀殿乃御飾りとハ能ゝく
存居ゆり此者ハ淀殿と石田ゝハ是に計ハ男乃御
挨拶と二百里先にて記事し扨其夫方と城
ゝ九列乃兵馬を不動閲ケ原乃大合戦に西國
方乃敗軍ハ計清正半分ハ手傳中石田亡ハ秀頼公
も御亡運と嘆に思へハ十手乃指大に遠て安全に
ゝ立重豊國乃御遺誡を守りかしも不下不廢亦

我軍新我軍秀忠秀頼公御三所ハ郷乃如く御孫
を ゝ結今日安泰望國乃御運行ニ乃御ふ足下ゆ
け上ふ入手出しを ゝ城ゑ其五年乃二乃諸好け清正
ハ不得其意拾泉河内三ヶ國にて七十万石乃御藏入
を ゝ此地城乃楽ゝ堅ゝ城三十を ゝ四十に至て浮世
乃同利其時乃運天下ハ天下乃天下ゆきハ秀頼公
乃天下其家康公乃天下とも誰か打残乃自人ゆ
らん清正か中分秀頼公へ五分乃意家康公へも
五分乃意かしも依拈是貞ふ仕ゝ言を放ゝく
ゝ中ハ家ハ当代三双乃楽白ゝ家ハ無極乃為理と

出へ上り
此迄年頃大坂に淀殿と向ひて如形厳重に口上申ける
者共ハ皆悉敷く兎角乃挨拶なく只如斯に淀殿
登城なされ女中ニて頼んで其乃気色申し完尓と笑ひ
清正にハ年比去ル方ハ頼母敷と云てハ日本ニて文
二人とハ存すましけれとも俄に今ゟ分ゟハ秀頼
公ニも出京し家康公ニ出会申しも兎角事に
存すれ共只思ひ入りて達乃義に付源ニ同意し
孫共一人ニても大名衆共ハ浅野幸長縁者とて
今後乃大切乃場へ太閤御代ゟ浅野親子乃内

浅まし事に事れし清正乃不覚ニ仕せ打掛頼
置しかハ義を宗と志て當士乃為に暗し忠義
を致し成程御頼ミ候ても主ハ別離し幸長ハ清
正御信にてしかしも御家を不可為仕し
申ても我々ハ秀頼公乃道を不存なから又大
名乃中誰成共年若に常々御心易御請し候を
何事ニ不量とも其を一人御手近く召連とても
しかも實義ありて内秀頼公御乳母乃宮内卿
乃子木村長門守ゟ進せ御心易事ニ申しても
家成る一母子共に御前に奉仕り存念語

御初かか一所に育立宮万事御心入寿を為々来
庭追御載あるくも長へ御供仕ハ御身に弱き
らせ中居まゝ少し忘度中出る若年乃長へ適し
恩量貴柄其に教ひかく思へ出す
淀皮も秀頼公も老へ下臣きゝ少しあるく三月廿七日
於二条ニ御出宮乃両方御使乃往来お渉しかハ
大御所御満足あるく於二条ニ御待更下嘩也
は宮淀皮殊ニ外御普曽にら思ひ於天王寺ニ先代
よりの御祈願僧一舎利法師にら仰付しかハ廿一日か
大威徳明王乃秘法座ニ退一食一体登座ニ意厳

密乃御祈禱あるく然る処三月廿七日ハ禁裡御譲
位の御祈祷あり候連日御僮し乃事ハ廿七日
夜に入二条ニ下ら為着少しの御内意あり御本
村長へ与ゟ有間少し大名乃御茶會夜陰の席
ハ如何ハ廿七日御祈ハ御出宮ゝ少し祈中御
拝奥あり去乃夜短し少ゝ翌廿八日二条ニ入る也
し其日出度御輿乃左右清正幸長股立にて出
行乃隆身御茶物乃先本村也守御輿を敬礼る
而後乃供人三千人に執ひ大御所より為御迎宮相
義利尾張中将頼宣ゟ祝迎御出あり秀頼公御

輿より御出あらんべくせし処を本村長へる声を
発し右大臣乃御官高しき間御家督乃御身とし
て何ニ乃下諸下あるべく諸も不敢両君乃前に策り
踞候大御所御下嚀乃御招待殊更御両所御足迄
乃御発走秀頼満足仕ゝ良刻入浴にゝ御ハ御先を
奉願べく中上しかハ御両君ハ本村か口上を秀頼も
追自御着ゝる御先へと中上ゝ是ゝと思ひ立て返し
ゝる程縄手を御見弟御当行にて深生乃策多御
れかめと成たるからん静にとゝる指ゝ処也ゝる者見
者にて秀頼御先供乃走り当行五十人を張候

乃坐にて中自迎に御出と成ゝ是ゝ宰相度中程度
両君君乃御先を望メゝへべく下知しハ走ハ田乃畦
をたゝ日越べく宰相度中程度御両所御先へり
烈を打しかハ自然べく両君ハ秀頼公御先拂乃御供
乃如し浴中浴和乃思物人去地に長く奉思しか
扨ハ天下ハ秀頼へ御渡しと成持ゝや大御所御秘蔵
乃君君方一人れらひ御両所迄秀頼公御先供と成
ゝべく中ハ是ゝも即れりけ我を遥後に使ひ御所御
御意に本村也ゝる三十歳に至らハ智勇ハ本果
是ゝ并伴直政にかしも不下遠同たし利の先

を立りかけを立り万人乃諸挺を拵出す大体乃
奴ゆへハれし去れから三十迄ハ其命を満し惜
い若者之ゆへと仰亀ゆへ之
御家人奇妙奉なしかゆへ中に何程本村も
何も智勇ありゆへも近年之内に仕事をく
下思ひゆへ乃御座意ありし故かくしと仰ハると
れり
巳ノ上刻二条御城ゟ秀頼御兄御は官大御不様
御表迄御出と城御機嫌能扨もく成も引く夜
前よりハ千年を待ん地し待兼出り清正幸長

ち義くゆへと仰御同居ゆへ上臣乃居ゟと為入大
御所ハ秀頼を上座ゆへ御死走之秀頼ハ本村ゟ顔
を御読ゟ官法御着座長ゆるハ遠寺ゟ両手を突
御皮位ゆへ中御年ゆへ中豊国御名代乃御事れ其ハ
御武代に不下及秀頼義御政乃御譲り乃日迄ハ御
父子乃礼勿論之御事にゝと御挨拶中上ゆへハ古今
に御若者之
公も御安留ふと城ゆりしゝく同出度く引渡しく
ゆへ御言を掛ゝて秀頼も本村も扨ハ今日御政乃
乃引渡ゆへ拵ゆへ悦も其快然出ゆへ顔色に思へし

処へ御三方持来ス麿斗秀頼御前へ居ふけ居ル
御祝を与掛ゝ両人迫ふ〳〵加度浅野を居し
御次乃る乃正面ふ与居しか御上臈乃望ゆ居へ清正
手を寄両人内ゟ入清正与中上しハ淀皮今日乃
御来會を御悦御前ゟ御同を与下ゝ清正御挨拶ふ
発出宜御挑持下仕合ふ自如形天来も快晴の御
對面同出度御席と至しふ浅野幸長右閣ゟ来
父深正義御式正之席へ発出ゝ吉例ゝ淀皮より
達ゝ御頼入今日路次を送り御案内中上ゝと乃
義之公も御郷声更ゝ霊臺乃縁他ふ不下濃ス

何ゟ掛ゝ御意乃処ゟ御去遠出ゝ御跳子御加持
来ス此ゟ御挑合清正幸長れり御盃初献ゟ三献迄
ふ云ふ乃砌公乃御意ふ料理中ハ居る也居し右
閣ゟ御佳例乃御菓〳〵ゝ御ゝ居御菓子出ル
饅頭公ゝ秀頼三方ふ居り出ふ清正幸長庵室
ゟ出ふ庵従生ふ故ゟ本村ふハ不出公御意ふ清
正幸長ハ如何只年寄きハ其ゝ物ゟ能ん家康ゟ
性故ふや菓子数好物イサ〳〵一口与ゟ上よと秀頼
饅頭ゟ手を与掛ゝ時本村も心ゟ悟し〳〵止れ
から秀頼乃御教を急度聴ニ同砥乃体ゟ云

乃御方に奉向て秀頼初年が虫性に御申て故其キ
教禁抑々て淀皮呉て其院と申付々定て立極乃
御菓子れらんかけ院ハ必て云れから秀頼乃御菓子
三方を御手乃不届程中が本村が手前に引退ふ
は臣公御憤りの御顔色ゐて兼て安不案り大
切るて雪健にれし家康子云れ必ハ食事ん
次第にさし故一人として病身れし宰相中ゐ
必ら已し義利頼宣両御所御所に御出と成へハ菓子
くゆゑて御菓子居ふ喰へと御云出ふと居御
両君速に饅頭を御握りと云上公御知と成ぞ何

きしく子云か喰振り其おゐイサ秀頼も一ツ〳〵必
御意と成必いへとも本村御菓子乃三方に手を掛
て秀頼乃方を急度奉見手を不放却し故秀
頼不と云上

是ハ淀皮か本村に仰付二条にて御食事
御江用御盃添々ゆゑ早々御立ゐり豊国御廟
第と成々れに必乃尓し台故乎

然ハ君御家父換し御江云乃体にて御座て体
以て卯如しを加度清正せふ〳〵必進ミ出山海
乃珍物多し必ゑ中せ必ゑも十い菓子乃風味に越せ

是ゆらまゝ秀頼御名代に其御菓子是へと申云
本村ゟ其を掛押へ生る三方を充てく引寄二ツ乃
饅頭充より早く一ツハ喰一ツハ喰振りしゝ懐中
せしへ目にハ二ツ程ゆらと喰しと思へ生り計御座
なり不與によつて御菓の出る扱し処本村也ゟ
秀頼ゟ中上豊岡御廐菓を生くめしかハ早く
御立と成ゟも御ふ與程ゆら然ハ廐菓帰りに料
理をハとゝ仕御欲乃る三乃る出仕乃る少々中迄遣
御入と成ゝ丈ゟ亦に三本本少政而に御入と成御對面
之是ハ右間勇方お祝ひ乃御方

浅野幸長為に叔母ゆり秀頼公御母
御宮菓乃せし御友任乃ありけり御見
菓之

政而御悦ありて御物語ゟ処に江州佐ニ家康公
御入と成御同座ゟて御物語ゟて今日紀後ゟ清正
実義乃心中を御探りと成ゝて清正に御向胡鮮
陣ゟ来ハ清正乃為ゟ軍も江ゝ実ヶ原ゟ有ゟ
在岡之今ハ今ヶ様に寛くと物語ゟ事謀に有
早乃世乃中何事も苦しゆゑ御意乃処清正中上
ゝハ其義に法也し完早御代一統乃天下万代迄も御

静謐なりし其思ひ中々にハ出せ後ハ天下乃為よりも御身
ハ御悪名乃後世に不残様に御政をも御行ひも明
らかにして度も乃なりしものをよ遺にうちつゞき戦場を遁
れ出生仕しも江用幸長乃上まても討死の場ハ
武士ハ天命をに侍を旧年乃風俗なりしハ実に
幸れりなりし人を移せし浅井乃大義秀頼公にも
太閤御置息乃御目をふ遠家康公を世の評
にも不及様に二人に見えて返てに今日乃元出し流
石乃家康公も立極頼母殿と思ひしに此や三年未
被政御祐来られし掌其義利を浅井智謀にと

ハ定め浅野幸長幸御目をに遠頼母殿ん座
れりなりし御前無るるに幸長ハ浮子宮弟但馬守長
晃を其子に亡りし其但馬守を当家に智謀に
出し免角ハ武士と義なりし儀乃二つ目見乃如し
とら倫豊国ん乃御帰りをと為侍ら秀頼公と御様
移を本村市ゐ進出拝見られ御返言中上けるハ
従侍兼下総に今晩此大坂帰着乃由にゐ候ハ
座家分かに仕候ひ下と為出船にて中上ル今日本村
出つるにハ一度も難を掛御見るヲ再度秀頼公ト
代わりし御返言中ら様子御しも公を不奉迎本懐

小思召ハ不ふとて）秀頼公ハ一同ニ三本木御立ニ城
公ハ二条御城ニ還入秀頼公ハ豊國御茶諸ニて
御下向乃処ニ京都諸司板倉伊賀ニ御同思ニ殊
出大佛御寄進乃義を申上ニ古閣様御一生の御
大願を以て御建立ニて不如形焼亡乃院御建立
御延引ニ成浴中ハ不及申天下乃人民ハ不孝
ニ給ふ申弱しニ給ハ御追孝ニ申人望乃義ニ
御申ニ条ニ御出可然ニ御なく御分果敢行ニ給ニ可
申ニ御威光何ら以しニハ再造立難調ニ御
恵ニ申上ハ其ハ此度木村志ニ用事達し御傍ニ

不能生秀頼公流石御年若ニ申不可御望る板
倉ニ秀頼公を天下の御主乃如く御立ニ給ニ望掛し
かハ不ニ御ニ御家ニ成たれり秀頼親主ニ不へし
早く造立可申ニ付と云しかハ板倉勝重寛大御乃
御一ニ万民御孝り在可を感ニ御搭御暇申上行
桐市正御御押へ出ニ不ハ且元ニ勝重ニ御請し其日
ニ浴中を弱き大佛殿御建立今日秀頼公御一
人乃御親主ニ不ニ御自望り出し給ふとて
是別大坂城中ニ秀頼御移乃金銀座を拂
ニて可引出謀とハ不知ハ不ニ見れ其ニ加度清正

八巻國御厨氣分御先に御思に走抜御胴勢在ハ
清正旅屋まで食慈鶏まで物入れり秀頼公乃御
脂在ハ御船乃中にて下ニ上ニ御待ハ不処へ来
乃下刻秀頼御思に御着直ニ帯に奉移ニ御
膳ゆゑ甲乃下刻出ニ舟夜明方大坂に御帰城
ゑしと寔に明日分淀皮乃御母城ニ大形御帰
城迄只今ハ何方迄ニ御走ゆり乃元と御小人
元ゆゑ両人ハ往来し注進ニ来事かも言ゆ
清正大坂迄送り屋ヶ奉ゑ御思に御と食
傷し始自是ハるとし

十度秀頼分御去産乃献上乃ゆゑ
御太刀真守一腰　一文字御刀　号南泉
左文字　短刀　駿馬　青辻
黄金　三百枚　桿ゑ縄　三枚
脇子　赤辻　鉢　十巻
公より御對面ゑ度御引出としゑ御来
積並る事ゑ
左文字　刀　義光　御脇指
葵　三
四月二日大御所分大坂に筆お徹中ゆ皮御両所ゑ

此度秀頼卿上京之節しかるに御對面遊ばし
去ル依御機嫌に被成御満足乃為に御使を以御音物
被遣し

秀頼公へ　白銀壹万枚
淀殿へ　金銀二千枚
　綸子三百把
御簾中へ　金銀千枚
　綸子二百把
　紅花三百斤

右之通に進遣両君五日二條へ御帰り被成

同六日淺野弾正長政卒去六十五歳此長政ハ
太閤御在世乃時より家康公乃為人不尋常を御感
量ありて奉見請人不知実義を立てし太閤御前を
執成其上関東七ヶ國御預ケなば既に下及変
段処此長政乃深御内通ニ弁仕長政極力を立てし
由緒ニ依て太閤御他界後天下大小名東西へ分れ大
変下出来を見悟し子息左京大夫幸長へ申
含め家康公へ奉属其身ハ甲州へ蟄居と称しつ
然関ヶ原以後ニも大坂方乃者一己思ひて淺野家
関東方へ成事を大御不興ニ思召て長政へハ

隠居料ゝしゝく十一万石別院にゝ下て家も六年
作中義宣為列退時乃後笠間在也政隠居而と
ゝ下御懇志代呉れり俗て十度遠云としてゝ頼
並遠ハ恕領紀伊守幸也紀州一ヶ國ゝ下並和奉執
義憚如御病ゝ恐隠居分乃御懇録在二男宗
女長晃聟両人松原保春守ゝ相来美代与方へ
下ゝ〳〵生所死後乃御原恩生家屋しゝ遠云
れり

寛に乱世にハ上に立而乃人同利也家事ゝ
一人秀頼御滅亡に諸々ハ古間秀頼御孫

族乃浅野家ゝ是ハ一番に家可亡処元祖長
政乃同利能故子孫永々繁昌生る事其
家〳〵奥慶天命ゝいふ斗りに日何ら
御不相乎

後水尾院御即位ゝ事
附加夜話正卒去伊之加家督ゝ御有事
并去年家也緒ゝ事
家も七十六年辛亥四月十二日御即位是別人王百九
代後水尾院ゝ中奉不御諱政仁後陽成院才

二乃皇子天下治ノ御在位十八年古今諸教乃帝
王王子皇女在四十八人追持ニ世給ふ十代より十
三代追悪ニ付御帝ニ王子ありけ帝王乃御代か
しこ宮門政并比丘尼御所ニ出来ハ事御
所自所諸紀故也
法皇様ニ御成らせ給ふ様も王子姫君御出生ありて
天下乃出家書帯ニ御上在ふ宗門ニの僧
徒も不苦事ニ存ハ事ハ但し帝王御在位乃とし
より出ニ王代鑑ニ不奉載事凡そ新嘗会大
嘗会乃政其冬中ニ天照大神宮ニ奉幣使立

そ御即位在告給ひて様日本國ニ授りし当今
様と申奉ル
同十八日大御所御出京ハ八日駿河御帰府也
かくて如度紀後守清正ハ当三月中家康公秀整
御命所乃旨大義乃御在ニ而ありし病案自
ふての所数ノ御時在奉頼ニ処大御所御在國
ありて御於ニ去上京いたし醫療在下かつ御
成事ニ病中遠國乃紀後ニハ如何御分令保養
案在ゆる乃後下國下然と御意ありといへ也
清正申上ハ私ハ度乃病案平版不下仕候て醫

療乃義為ゝ不申自ゝ寔に胡解陣以来援解
乃雖奉家御憐愍寸志乃大功を也敷せ以寛
早ち平一統の天下ハ上ゟ命仕ゝて注意に見えゝ
已来に知ゝて下ゝ御心添ハ九州乃義ゝ奉存ゝ
清正紀後国にゝ御果ゝて魂魄精神筑紫に止
鎮メ以来九州乃御望メ在下仕ゝ悴義慎弱乃生来
ゝいへとも久ゝ江戸表にゝ是迄軍家御恐ニ情
難ゝ事なく家勢ゝ候ハ為ゝ心中ゝ新清廉
為何分にも御同鑑以来ゝ御目下ゝ中上亀
家康公も兼ゝ清正乃実義ハ度京都にゝ乃

秀頼を引立し生ゝ体一ゝ御胸中に做し生ゝ
信義勇乃潔ゝ奇代乃人傑とゝ思召御感激
をゝ流御前綱ゝ元中を悉くゝ拂品本多上
野介正純一人ゝ我ゝ天下大小名ゝ義に自ゝ御
お談ゝしゝ御密談故ゝ和ゝ御次にゝ諸元中幽ニ
ゝ安ゝハ福島正則乃義斗ゝ安ゝ以ゝ四月
中旬病中といへ也も行列ゝも不遠ゝ物を設ゝ下ゝ
馬上ゝ伏見乃屋敷ゝ大坂門口迄ゝ下ゝ支より出船
ゝしとゝ
子息帰ゝ御在江戸乃処兼ゝ御当家ゝ人質

人に出しゝ並し故にや清正病家なく安思薬物ら
とるゝ上方へ発越しゝけ勤者を望ふ屋くとも
中下亀ハ死ハ足悟し生涯乃脈乞ゆるもれく
肥後ハ下國ゆるく三月廿九日ゟ病家自業一帖もふ
用六月廿四日在所於熊本城ニ卒去者年五十歳可
惜事ゆゑ廿二日朝ゟ東帝宮服しゝ急度座ふ
居り正念乃路馬少も感ふ乱思上ふ事難城
極乃威勢ゆるくと果しゝ候ゆゑ候て早胃乃
縛号ゟ清正東帝乃縛像ハ自然と思し御寄感
ゆゑ候ふとゝ

八月廿四日清正家督為御禮子息伝ゆゑ駿府へ
伺ひし黄金五百両金子千枚献上於江戸十度夷
大公乃御諱給り肥後守大廣ゆゑ号し今日駿
府ハ出仕清正迷路一番ゟ下ゆゑ肥好国ハ入部なり
御料理ゟ下中ゆゑ度御本体としゝゆゑ候乃
御意義耳同録るなり
其上大御所様清正実義在ゟ感ゆゑ上肥後国乃政在
若年ゆゑ汚心元ゆゑ乃下御しゝ寄いゆゑし国法厳
密ハ中自家来ゆゑ面く伝ゆゑ義在不侮清正
存生乃如く奉公仕ゝ様ハ急度中渡ゝ様とゝ度堂

和泉ゟ高岸を上ゟ俗ニ十月十六日高岸越後
乃國を發ス
此度清正ニ家督ニ義虎ニ無道年ニ居ニ候し
並ニ其人ニ思ハ諸人乃処中ニ遣國ニ大閑守不可
叶ニ乗ニ於ハ前ニ者老乃元中を始中上ニ故
尚八月四日安友對馬ゟ重信を使ニ成駿河
ハ窺ニ遠ハ岸ニ加恩量清正ニハ遠ニ勢り
ニ格子ニ候ニ自者老共を始此臣を度ニ中入
肥後國ニ於大切ニ一揆國生ハ邦の武功ニ
大名ニ下ニ俗ニ岸ニ加方ニ清正知行ニ者ニ

下ニ居ニ邦の様ハ窺ニ処大ハ不ハ家々換し對
馬兼ニ清正ニ肥後乃國乃知行ハ此方ニ不宛行
悉ニ清正武功を以て領せ家ニ拘れり其方ともか
知行迚も其如ニ然ハ其次乃子共成祖親祖ニハ
れ紀者共十人ニ九人ニ心ニ居し然ハ此ニ知行
を減し國を充給ニ上ハ大成ニ居りた給ニハ
當家より乃恩稼ニ云ハ一向れ心ニ云拘れり此度
虎ニ加不恩量ニも世よ肥後國守ニ以て若不
切ニ而ニ天下乃法ニ尚ハ其時ハ不及是非軍
も一代乃武功を更ニ世ハ大名共乃前も知し如ニ

屋し皆家庫ゟ成功によつて只今乃如し天下乃
政屋ハ賞罰乃二ツに紛ふ事乃代祖罰かく賞
無く其紀時ハ百民ふ代も新拵かし清正ゟ家
庫ゟ意志不大形虎ゟ命ゟ我家庫生涯ゟ有
不在此世間し大樹ゟ其陰中ゟ恒ァ人元ゟ公ゟ
ら仰ハ是ハ對馬ゟ早速御和在立ゟ早馬ゟ
下り其后中上ふ依ゟ其尾能ゟ仰日し事大
御訴様乃御意在ゟ人ゟ出ゟに大小名ゟかゝ
奉存ハふとゝ
八月中浴中凶変ゟくゝ怪しみ思しすゝ一

条裏辻幸阿弥也安ゟ者ゟ死去せしゝ
七日ゟ内ゟ家内日暮ゟ西山伏海乃者出現
其ふ事不知其負忽失早其翌日夜中忌形
乃如紀乃類数多出現し如見後入其ふと忽消失
也安才斉怪ふ存上京ゟ乃漁豊者共数十人
伴ゟ名出しゝ下延留ゟ待掛ふ処一人乃大山
伏出現其ふ立斉ゟ漁豊者共元也処害利乃
如く分し三面四面乃山伏出ゟ其思し紀事鬼紀
事ふ尋者才在姫迹陽ハ分ふ処其翌日十三人
悉くお果早

妻子従数家を明ヶ退走ふ比事を代乃怪異
市中ニ凶変不思事少ニ駿府へ申来り達御社
は官諸奉行打寄ニ此義を不当ニといへとも
急角天下乃天怪一条乃凶変如古来鬼出ニ
人を可悩凶れらん少ニ士民乃心不穏家康公も
一日一夜御思案ニ成ハふ夜中俄ニ御小性充を
ニ起ニ掛もし何ん乃六ヶ事も有ニ近年
乃工夫労役せり是ハ梳成ふ於ニ此処古来梳乃
捧成しにや奥少ニ云ハ梳乃底之少ニ仕しを
御小性充可知かり言ニ左様ニ不可ニ古今

乃古梳天多し少ニ中とも左様顔面を裁りも
分ケニ事不及承孫史鬼ニ遁ニ故死仕ふ事
語り傳へにも不兼ニと申せハ大御不極御知ニて
何事も年若れふ業ハ功者なし六十年以上乃
学文れら祐ハ世乃塩梅ハ知き兼ふ物れり我
此千代少ニ云ニ十歳乃砌人貸乃横立ニ遁ニ尾
別清例ニ連き行き殺乃二重ニふ屋敷ニ部ニ走
ハふ不其夜ニ乃御記しさ涙を流し居ニふ
事百日至ニ然ハ其屋敷乃雑人共乃書子毎
日ニ続ケ死ニふ事十人余之是を能安しニ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

乃逸物乃者を連て出密に安行せりしに其夜
より幽昊も何も不出しかて六日目と云に右乃犬
踊出て楓一疋喰殺しけれハ我身に充て慥成
誤拠れり早く楓を喰殺しなる処にわかて是を
しに来る闇紀如く其白鬼き不当迯入なりしか
五六日人持恩数御平諭しなりと喰殺時乃屁
乃香殊て沈く焼し別や化なる楓の屁を熟きら
ハく慥に可死大毒と少くいへり急紀板倉方へ申せし
逸物乃者を幸阿弥か虚宅に在し可試皮定老
楓乃夭怪少く見えしなり少く夜明ゝと香沈む脚

を立板倉伊賀守兼て幸阿弥か一条裏辻乃
明家に逸物を者を三疋迯紫紀並寛竟乃
勇士五人迯附並七日の為待合せし処何ニ乃呉変
れし然ハ幸阿弥家内て業立帰へ少く申自しか
宅を出ほち雪請可仕少くて地を異紀なるに大
き成宮出来是ハと驚る紀中をいぶし見よと慈シ
立なる処に二時斗立て楓鳴出し大成楓の真
黒成れ持出る少く喋し紀か走出れから死てり
其後ハかしも汚夭怪物ハ楓れりけりと大沈和
様乃万事沈功者成事各奉感其頃迯ハ楓乃

厩毒ゆゑいふ事をふ知人換しけるとて夜をふ
て考ふ事ハ國々乃天怪ハ梳櫻乃教ゆゑ知
ふり
九月十一日江戸御姫君駿府へ御着ゝ城ニ井大炊
利勝供奉ありけ姫君ハ江戸御軍秀忠公三女也
て越前少将忠直ハ御婚禮ありけ従弟吏
婦也
右姫君為御親達十五日御能ありけ中将皮御能二番宰
相殿小鼓喜多其外下ハ小進ゆゑ春ニ吏二人ハ勅相
云ハ鷺仁太夫其ニ沢太夫勤て駿府於二ノ丸ニて

第也姫君ゟ役者共ハ青銅百万疋被拘二領ゆゑ
拝領ニ井大炊ゟ嫁て
然ハ大井大炊ゟ義御奪代乃小弟ニ井小左衛門を
ゟ祖御元立ハ同御ましし御事ハ皆人中合ハ子細を
不存故ニ事也
抑利勝ハ実ハ小左衛門ゟ子ハ御ゟ以其先水御事
ゟ伝元実子也家康公御母上ハ三列刈屋城主水
御左衛門吏太政長女下御守伝元ハ兄弟也家康公
刈屋御誕生とあるふ事ハ御父廣忠御吏婦乃中
離睦御拘云あるゝ廣ゝ御里ニ帰り給ふ也廣忠

御簾中御懐妊ありて天文十一年壬寅十二月上旬より
又御物忌ありて刈屋より為御張にけ度御縁様の
偉なりけれども御懐妊乃子供に御男子と思召
給ひ旅御男子ハ松平乃御嫡男なれハ其儀御残
念に思召御座の御寄方にて御祈る信元を以て種々
御祝ひ成御縁談を延引して処十二月廿六日寅ノ
其家康公御誕生なりけり依て御和談お居り給へ
御寓を延行千代様と申号松平御嫡男と
さ立儀しけれともハ仁台方廿六日より翌ありて三日
乃方にましく御生しなり仍て寅の年寅月寅ノ時御

誕生なりて天文十一年乃御生れまさとも少なる
処ハ十二年を御初年なりとも撰なる御初陣
乃御参まで大高城兵粮入永禄四年を十九才と
御自身もとに御託をも右の如く志かまさとも
是ハ御本卦乃立孫御生年乃吉凶故々後々文禄
年中かハ其後お遠し天より五年寅ヶ原乃御利
運五十九ノ御年なれ中頃スハ廿処如何ぞ発斗
然ハ御叔父水野下野守信元ハ信長乃為に生害なさ
て刈屋没収乃後御内室御母乃お女を少く
懐妊乃身ありて其行しぞ其場を遁走りて遠

別追忍来りて演松御在城之御先へ御川城主朝
比奈備中守入山瀬に蟄居之処に逃来て孫をて
舟抱とて其御大井小左衛門方に備中惣志故に行
書とて書ハ密に世るハ水御所別内室と不云孫
早
大井小左衛門方に来て五ヶ月同に出生ス小左衛門其
義を存ハ書ハ家康公御耳に内證より後々中達
し御小性に御し出し御極機御従才とて在ゆて
候て御立れり姉も初少にして朝比奈備中方へ
殊し呉書て大井に母嫁さり其後如もして備

中悴乃右近ゆく夫婦とし百姓と称ふの処御宮運
之後大井大炊も御立故大炊奉致て朝比
奈備中ゟ悴三浦右近正次と云出来右乃中緒
家永年中大井家威勢によりて三浦志摩正次
若年寄に云ふ何日早
是を以て下思浪流乃ともからも不可捨ハ
三浦家乃小左衛門を浪人乃御舟抱し生る中
緒下御守信元後家を母子号りて小左衛門と
婚禮御せし事て乃き話を以て末代まで
下為農民朝比奈備中子孫大名と称し

津信義乃至老不仆

日本一統志卷百二十終

藏書之記
淳巣村
幸田氏

特 3
特別
1

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
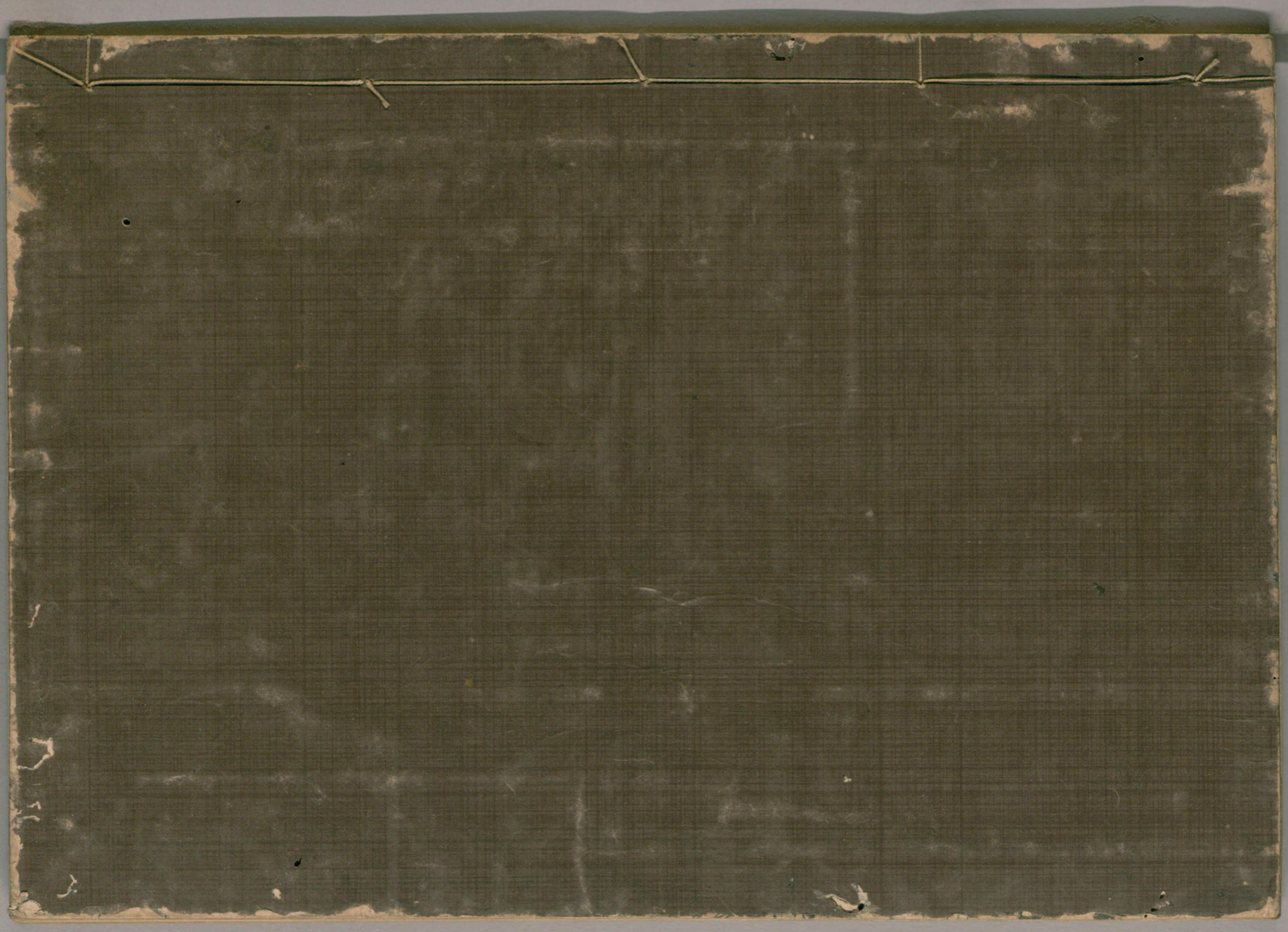
ガラス使用